

参加無料セミナー

(要予約)

第5回 リーガルカフェ
初めての方、お気軽にどうぞ

※個別相談会ではありません

(相続編 Vol.3)

相続財産＝プラス資産とは限りません 【相続放棄】という選択肢 ～亡くなった方の借金、支払いますか？～

↓今回は現役弁護士が、こんなことにお答えします↓



- ・相続放棄という言葉は聞いたことがあるが、その必要性を感じたことはない。
- ・親に負債（借金等）はあるが、財産もある。どちらが多いかわからない。
- ・親戚のおじさんが事業に失敗して借金を抱えたという話を聞いたが自分とは関係ないと思っている。
- ・父の死後半年経って、負債（借金等）があることがわかった場合、相続放棄はできるのか？

- ・相続人全員が相続放棄した場合、相続財産はどのように処理されるのか？
- ・一度相続放棄しても、相続をしたことになってしまう場合があると聞いたことがあるけど？

弁護士の高木光春です
皆様とお会いできることを
楽しみにしています！



日時 平成31年2月21日(木) 午後2時～午後3時

場所 ララカフェ (当事務所より鹿沼街道を西へ約1km、明保通り沿い。

宇都宮市下荒針町 3473-23 (P)あり。)

お持ち頂くもの

必要ありません。手ぶらでお気軽にご来場下さい。
筆記用具と資料、お飲み物をご用意致します。

参加予約電話

028-647-3521

平日午前9時～午後5時

※お電話は当事務所営業時間内をお願い致します。

主催：弁護士法人高木光春法律事務所

(宇都宮市鶴田 3-1-1) <http://www.takagi-law.or.jp/>



※「リーガルカフェ」については是非、裏面をご覧くださいー